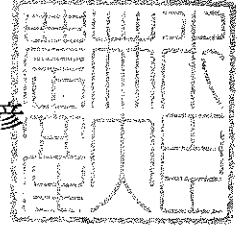




23消安第742号
平成23年5月10日

内閣府食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく輸入検疫措置の運用について定めた「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について（平成17年8月12日付け17消安第2891号農林水産省消費・安全局長通知）」を改正し、我が国への輸入が認められる骨炭の用途に浄水ろ過材用を追加すること。

